

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

I コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社は、「優れた医薬品を通じて、人々の健やかな生活に貢献する」・「富士製薬工業の成長は私たちの成長に正比例する」を経営理念としております。今後も引き続きこの経営理念の下に、良質な医薬品の開発、製造、販売を通じて、株主をはじめ従業員、医療関係者などの当社を取り巻くステークホルダーに対する責任を果たしつつ、透明性・自律性を確保した迅速かつ柔軟な意思決定を通じて、持続的な成長と中長期的な企業価値の向上を図ってまいります。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】

【原則1-4】

当社は、取引関係の維持・強化により、中長期的に当社の企業価値向上に資する場合に、政策保有株式として上場株式を保有しており、政策保有株式に係る議決権行使については、発行会社の株主価値向上ひいては当社の企業価値向上につながるかどうかを判断基準として、適切に行使しております。また、今後、保有する政策保有株式について、その金額等に応じて毎年取締役会で保有の目的・経済合理性等を検証し、保有先との対話結果等を踏まえた上で適宜売却することも検討してまいります。

【原則4-11-3】

当社は、今後取締役会の実効性についての分析・評価を行い、機能性の向上を図ってまいります。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】

【原則1-7】

当社は、役員・主要株主その他関係会社等との利益相反取引等を行う場合には、会社法等の法令および当社取締役会規程により、取締役会の承認を必要としています。また、関連当事者との取引については、有価証券報告書に関連当事者情報として情報開示しています。なお、関連会社等との取引は、独立した当事者として公正な取引条件・契約条件に基づいて行うこととしています。

【原則3-1】

(1) 会社の目指すところ(経営理念等)や経営戦略、経営計画

当社は、これらについて、「社長からのメッセージ」、「企業理念」、「中期経営計画」という項目で、当社ウェブサイト(<http://www.fujipharma.jp/>)に掲載しています。

(2) 本コードのそれぞれの原則を踏まえた、コーポレートガバナンスに関する基本的な考え方と基本方針

本報告書のI. 1の【基本的な考え方】に記載のとおりです。

(3) 取締役会が経営陣幹部・取締役の報酬を決定するに当たっての方針と手続

当社の中長期的な業績向上と企業価値増大への貢献意欲を高めるため、執行役員・取締役の報酬を決定いたします。取締役の報酬は、平成26年12月4日開催の株主総会で決議された年額200百万円以内(うち、社外取締役分10百万円以内)で取締役会決議により個別に決定されています。

(4) 取締役会が経営陣幹部の選任と取締役・監査役候補の指名を行うに当たっての方針と手続

当社は、持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に資するべく取締役会全体の多様性を確保するため、適切で実効的なコーポレートガバナンスの実現・維持に相応しい見識、高度な専門性、豊富な経験を有する人材を取締役に指名する方針であります。

社内取締役については、当社の企業理念、行動規準、経営戦略の実践に必要な資質等に鑑み、その経験・専門性及び見識等を総合的に評価して指名します。

社外取締役については、様々な分野の知識・経験、専門性及び企業経営の実践を経営に反映できるよう多様な人材を指名します。

監査役指名基準については、財務・会計に関する専門知識を有する者を1名以上、また社外監査役については、多角的な監査を可能とすべく、様々な分野での専門性を有する者を指名する方針としております。

取締役・監査役候補の指名手続は、代表取締役社長が取締役会に付議する原案を作成し、取締役会において、独立社外取締役を含む取締役会メンバーによる審議により原案の妥当性が審査され決定されております。

執行役員については、取締役の指名基準及び指名手続に準じて、選任します。

(5) 取締役会による経営陣幹部の選任と取締役・監査役候補の指名についての説明

取締役・監査役候補の指名については、今後開催される定時株主総会の招集通知にて開示いたします。

執行役員については、取締役会において提案者である代表取締役社長が選任理由の説明を十分に行っております。

【原則4-1-1】

当社は、取締役会が法令・定款に定める事項のほか、重要な業務の効率的な意思決定を行えるよう、取締役会規程により、取締役会に付議・報告する事項を定めております。また、事業環境の変化に迅速かつ柔軟に対応できるよう、執行役員規程により執行役員の責任と権限を明確にしております。

【原則4-8】

当社は、東京証券取引所が定める独立社外取締役の基準を踏まえ、独立性が担保された独立社外取締役を2名選任しています。

【原則4-9】

当社は、東京証券取引所が定める独立社外取締役の基準に従い、独立性が担保された候補者を選定しています。

【原則4-11-1】

当社は、業容の拡大に備え、かつ効率的・迅速な意思決定を行うため、定款で取締役を13名以内と定めており、選定にあたっては、取締役会の全体としての知識・経験・能力等のバランスを考慮することとしております。現在、取締役は10名、うち3名は社外取締役であり、医薬品業界だけでなく、金融や商社等の経験を有する取締役で構成しております。

【原則4-11-2】

当社は、取締役・監査役の兼任状況を「定時株主総会招集ご通知」にて、毎年開示しており、その役割・責務を果たすために支障がある兼任はありません。

【原則4-14-2】

当社は、取締役・監査役が期待される役割・責務を適切に果たすため、社外取締役・社外監査役の就任時には、当社の会社概要・経営方針・経営計画及び医薬品業界の動向など必要な情報提供を行います。取締役・監査役に対し、就任後も、継続的な社内情報の提供や、必要に応じて、会社負担により、弁護士・公認会計士などの専門家によるセミナー等に参加する機会を設けます。

【原則5-1】

当社は社長をはじめ経営陣幹部が、可能な限り株主・投資家との対話を行っています。スケジュール等の都合がつかない場合は、IR担当部署による応対をしています。株主との建設的な対話を促進するための体制整備・取組みに関する方針は以下の通りです。

(1) IR担当部署を管掌する取締役及びIR担当部署を設置するとともに、適時・適切な企業情報の開示および株主との対話を推進するため、IR担当部門を中心に他部署との連携・協力体制を整備しています。

(2) IR担当部署を管掌する取締役を、情報取扱責任者として東京証券取引所に届け出しています。

(3) 株主総会や個別面談のほか、毎年2回アナリスト向けの決算説明会を開催しています。また、株主・投資家をはじめ、ステークホルダーに対する説明責任を果たすため、中期経営計画やIR資料の掲載等、ホームページの充実を図っており、また海外の投資家に向けた英文IRサイトも設けています。

(4) アンケート等を通じて頂いた株主の意見等については、取締役会等で共有することとします。

(5) 未公表の重要情報が一部の株主・投資家のみに開示されることのないよう、内部者取引管理規程を設けており、同規程に基づき選任された情報管理責任者であるコーポレート企画部長を中心に、重要情報の一元管理、漏洩防止の対応を行い、インサイダー情報が外部に流出することが無いよう体制を取っています。なお、当社では決算情報に関する対話を控える「沈黙期間」を設定しております。

2. 資本構成

外国人株式保有比率	10%以上20%未満
-----------	------------

【大株主の状況】

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
三井物産株式会社	3,437,500	21.99
有限会社FJP	2,166,100	13.86
今井博文	2,026,249	12.96
新井規子	620,000	3.96
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	577,500	3.69
今井道子	423,000	2.70
RBC IST 15 PCT NON LENDING ACCOUNT	385,300	2.46
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	300,100	1.92
BBH FOR FIDELITY LOW-PRICED STOCK FUND	279,000	1.78
富士製薬工業 従業員持株会	201,590	1.29

支配株主(親会社を除く)の有無	——
親会社の有無	なし

補足説明

当社は、自己株式643,722株を保有していますが、上記「大株主の状況」からは除外しています。

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第一部
決算期	9 月
業種	医薬品
直前事業年度末における(連結)従業員数	1000人以上
直前事業年度における(連結)売上高	100億円以上1000億円未満

直前事業年度末における連結子会社数

10社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

Ⅱ 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社
------	---------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	13 名
定款上の取締役の任期	1 年
取締役会の議長	会長(社長を兼任している場合を除く)
取締役の人数	10 名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	3 名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	2 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
小沢 伊弘	他の会社の出身者											
内田 正行	他の会社の出身者								○			
田中 秀一	他の会社の出身者					○		○				

※ 会社との関係についての選択項目

※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」

※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a 上場会社又はその子会社の業務執行者

b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役

c 上場会社の兄弟会社の業務執行者

d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者

e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者

f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家

g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)

h 上場会社の取引先(d、e及びfのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)

i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)

j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)

k その他

会社との関係(2) 更新

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
小沢 伊弘	○	株式会社アイバック 代表取締役社長	経営者としての豊富な経験と幅広い見識を当社経営に活かしていただくため選任しております。また、同氏が兼職する他の法人も含め、同氏と当社との間で重要な取引関係は無く、独立性は高いと判断しております。 なお、幅広い見識と当社の事業のみに捉われない経済市場全体を踏まえた客観的な視点から、独立性をもって経営の監視を遂行するには適任であり、また一般株主との利益相反の生じるおそれがないことから、独立役員に指定しております。
			医薬品業界における幅広い見識と経営者としての豊富な経験を当社経営に活かしていただくため選任しております。

内田 正行	○	ミヤリサン製薬株式会社 代表取締役社長	また、同氏が兼職する他の法人も含め、同氏と当社との間で重要な取引関係は無く、一般株主との利益相反が生じる恐れがないと判断したため、独立役員に指定しております。
田中 秀一		三井物産株式会社 ヘルスケア・サービス事業本部 ファーマ事業部 医薬事業開発 第一室長 三井物産株式会社は、当社の議決権の22.00%を所有する筆頭株主のその他の関係会社であり、原材料の仕入れにおける主要かつ安定した取引先です。 平成26年3月20日に、当社の医薬品事業におけるライセンスの承継や原料等の調達、海外における販売・販路の拡大等の各分野における連携強化を目的として、同社と資本業務提携契約を締結しており、連携強化の取り組みの一環として、同氏を当社の社外取締役役に選任しております。	グローバルに展開する商社での海外事業に関する豊富な経験と、医薬品業界における見識を当社経営に活かしていただくため、社外取締役に選任しております。 なお、三井物産株式会社とは原材料の仕入れ等で取引がありますが、取引条件につきましては、他社との取引と同様に、両社協議のうえ契約等に基づき決定しております。

指名委員会又は報酬委員会に相当する 任意の委員会の有無	なし
--------------------------------	----

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役員の数	4 名
監査役の数	3 名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

監査役は、会計監査人から会計監査の内容について報告を受けるほか、必要に応じて協議を行うなど、相互の提携を図っています。
また、監査役は、内部監査室が作成した監査報告書を開覧し、定期的に協議を行い、また必要に応じて内部監査室に調査を求めています。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の数	2 名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	0 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
三村 藤明	弁護士													
佐藤 明	他の会社の出身者													

※ 会社との関係についての選択項目

※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」

※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a 上場会社又はその子会社の業務執行者

b 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与

c 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役

d 上場会社の親会社の監査役

e 上場会社の兄弟会社の業務執行者

f 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者

g 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者

h 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家

i 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)

j 上場会社の取引先(f、g及びhのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)

- k 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
 l 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
 m その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
三村 藤明		アンダーソン・毛利・友常 法律事務所 パートナー マクニカ・富士エレ ホールディングス株式会社 社外監査役	弁護士としての専門的見地から、特に当社のコンプライアンス、他社との契約締結等につき助言を頂くため、選任しております。 また、同氏が兼職する他の法人も含め、同氏と当社との間で重要な取引関係は無く、独立性は高いと判断しております。
佐藤 明		株式会社バリュークリエイト 代表取締役 株式会社ソケット 社外取締役	証券アナリストの経験を活かした、企業価値創造の視点から助言を頂くため、選任しております。 また、同氏が兼職する他の法人も含め、同氏と当社との間で重要な取引関係は無く、独立性は高いと判断しております。

【独立役員関係】

独立役員の人数	2 名
---------	-----

その他独立役員に関する事項

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	その他
---------------------------	-----

該当項目に関する補足説明

社内取締役：定額である基本報酬及び役位等に応じた長期インセンティブ(株式報酬)で構成されています。
 社外取締役：定額の基本報酬で構成されています。

長期インセンティブ(株式報酬)は、40百円を上限として拠出し設定された信託が取引所市場等を通じて当社株式を取得し、平成27年9月末に終了する事業年度から平成29年9月末に終了する事業年度までの3年間に在任し、一定の要件を満たす取締役に対して、当社株式を交付するものです。

なお、役員退職慰労金制度は平成19年11月に廃止しております。

ストックオプションの付与対象者	
-----------------	--

該当項目に関する補足説明

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況	個別報酬の開示はしていない
-----------------	---------------

該当項目に関する補足説明

有価証券報告書、事業報告を通じて取締役及び社外取締役の別に各々の総額を開示しております。
 平成27年9月期の取締役に対する報酬総額は77百万円(9名)、うち社外取締役分9百万円(2名)です。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無	あり
----------------------	----

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

取締役の報酬限度額は、平成26年12月19日開催の第50期定時株主総会において年額200百万円以内（役員賞与を含む。ただし、使用人分給とは含まない）と決議しております。

また、監査役の報酬限度額は、平成5年12月24日開催の第29期定時株主総会において年額30百万円以内と決議しております。

【社外取締役（社外監査役）のサポート体制】

社外役員をサポートする専任のセクションはありませんが、取締役会上程議案については、コーポレート企画部が中心となって案件の整理を行い、出席役員へ事前に資料を配布するほか、上程以前の案件についても、必要に応じて相談・報告を行っております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項（現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要）

1. 取締役会・監査役会により、業務執行の監督及び監査を行っております。取締役会は取締役10名（うち社外取締役3名）で構成され、経営方針・法令で定められた事項及びその他経営に関する重要事項を決定するとともに、業務執行状況を監督しております。社外取締役からは、当社の意向に捉われない客観的な助言を頂くことで、取締役会の意思決定の適正を図っております。
2. 監査役会は、監査役3名（うち社外監査役2名）で構成され、各監査役は、監査役会が定めた監査の方針、業務の分担等に従い、取締役会への出席及び業務・財産の状況の調査を通じ、取締役の職務の執行の監査を行っております。また、監査役は、会計監査人から会計監査の内容について説明を受けるほか、必要に応じて内部監査室に調査・報告を求めるなど、相互に連携しながら監査機能の充実に努めております。
3. 会計監査は、有限責任あずさ監査法人に依頼しており、定期的な監査、意見交換のほか、会計上の課題等についてはその都度助言、指導を受けて確認を行い、適正な会計処理に努めております。
4. 取締役候補者の選定に当たっては、誠実な人格、高い見識と能力を有し、豊富な経験を兼ね備えた者を候補者としております。
5. 取締役に対する報酬は、株主総会で承認を得た金額の範囲内で、取締役会において決定しております。
6. 監査役に対する報酬は、株主総会で承認を得た金額の範囲内で、監査役の協議により決定しております。
7. 社外取締役の小沢伊弘氏、内田正行氏及び田中秀一氏並びに社外監査役の三村藤明氏及び佐藤明氏とは、会社法第425条第1項に定める金額を限度とする責任限定契約を締結しております。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社は、監査役制度を採用するとともに、社外取締役3名（うち独立役員2名）を選任し、更に監査役会・内部監査室・会計監査人の連携による適正な監査体制を構築することにより、経営監視機能の客観性と中立性を確保することができる体制として、現在の体制を採用しております。

Ⅲ 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
集中日を回避した株主総会の設定	前回の定時株主総会は、平成27年12月18日（金）に開催いたしました。
その他	株主総会において、株主様により深く当社をご理解頂けるよう、映像を用いて事業報告並びに中期経営計画に関する説明をさせて頂いております。

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
ディスクロージャーポリシーの作成・公表	ホームページにて公表しております。	
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	毎期2回（5月・11月）、決算説明会を開催しております。	あり
IR資料のホームページ掲載	代表者のメッセージをはじめ、会社概要、業績の推移、中期計画、決算説明会資料などを掲載しております。	
その他	海外の投資家に向けた英文IRサイトを設けております。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定	「コンプライアンスに関する行動規範」及び「コンプライアンスに関する行動基準」を策定し、その中でステークホルダーに対して経営方針・事業活動などの企業情報を積極的に正しく発信し、説明責任を果たすことを定めております。
その他	当社の経営方針と活動状況を理解してもらうため、ホームページなどを通じて積極的に情報開示を行っています。

IV 内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要は以下のとおりです。

1. 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
コンプライアンスについては、人の生命・身体に係る医薬品事業の当事者として、常に高い倫理観をもって行動しなければならないとの認識のもと、「コンプライアンスに関する行動規範」、「コンプライアンスに関する行動基準」及び「コンプライアンス管理規程」を制定し、コンプライアンス委員会が中心となって全従業員へのコンプライアンス意識の啓蒙、浸透を図ります。
内部監査室は、コンプライアンスの状況を監査し、社長に報告し、また、従業員がコンプライアンス上の問題を発見した場合は、内部通報制度を利用して通報・相談することができ、これらの報告・通報に基づき必要な対応をします。なお、従業員の法令違反行為については、就業規則に定める賞罰委員会に諮り処分を行います。
2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
取締役会その他重要な会議の意思決定に係る議事録や「職務権限規程」に基づいて決裁された文書等、取締役の職務に係る文書（電磁的記録を含む。以下同じ。）は、関連資料を含めて、「文書取扱規程」に定められた期間に準じて適切に保存します。
また、必要に応じて閲覧、謄写が可能な条件下で管理します。
3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
「全社リスク管理規程」に基づき、リスク管理委員会においてリスク評価を実施し、全社的なリスクマネジメント体制の整備、問題点の把握にあたります。また、内部監査室が各部署のリスク管理状況を監査し、その結果を社長に報告します。
不測の事態が発生した場合には、「経営危機管理規程」に基づき社長を対策本部長とする対策本部を設置し、損失を最小限にとどめるよう対応します。
4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
以下の項目の実施により、取締役の職務執行の効率化を図ります。
・取締役と従業員が共有する目標を定め、全社にその浸透を図るとともに、目標達成に向けて「中期経営計画」を策定する。
・取締役会は、中期経営計画を具体化するため、中期経営計画に基づき毎期の業績目標と予算を設定する。
・各事業部門を担当する取締役は、各部門が実施すべき具体的な施策を決定する。
・月次の業績は、管理会計データとしてコーポレート企画部から取締役会に報告する。
・取締役会は、定期的に前記の報告を受けて、目標未達があれば担当取締役にその要因と改善策を報告させ、目標達成の確度を高める。
5. 当社及びその子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
当社は、グループ会社に対し企業理念・経営方針を伝達し、「関係会社管理規程」に基づき、グループ会社の重要事項については、当社の承認を要することとし、経営内容・財務状態等については、取締役会等において担当役員から報告を受けます。
また、当社及び子会社において内部通報制度を運用し、子会社からは制度の運用状況について適宜、報告を受けるほか、当社の「内部監査規程」に基づき、当社グループの監査を必要に応じて実施します。
6. 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項と、当該使用人の取締役からの独立性に関する事項
現在、監査役の職務を補助するスタッフはいませんが、必要に応じて監査役付スタッフを置くこととします。また、当該スタッフの任免、評価、異動、懲戒については、取締役と監査役の協議により行います。
7. 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制、その他の監査役への報告に関する体制
業務執行を担当する取締役は、取締役会において随時その担当する業務の執行状況を報告します。
業務執行を担当する取締役及び従業員は全社的に影響を及ぼす重要事項を決定したとき及び会社に著しい損害を及ぼす恐れのある事実を発見したときは、速やかに監査役に報告します。
内部監査室は、内部監査の結果を監査役会に報告します。
当社は監査役に報告を行った当社グループの取締役あるいは従業員に対し、当該報告をしたことを理由に不利な取扱いを行いません。
8. その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
常勤監査役は、取締役会のほか、重要な意思決定の過程及び業務の執行状況を把握するため、経営執行会議などの重要な会議に出席するとともに、稟議書その他業務執行に関する重要な文書を閲覧し、必要に応じて取締役あるいは従業員に説明を求める体制をとります。
監査役は、会計監査人から会計監査の内容について説明を受けるほか、定期協議などで相互の連携を図ります。
監査役は、内部監査室との連携を保ち、必要に応じて内部監査室に調査を求めます。
当社は監査役が職務の執行について生じる費用を支払うため、監査役の意見を聞いたうえで毎年一定額の予算を設けることとし、監査役から外部の専門家（弁護士、公認会計士等）を利用した際の費用について前払や償還を求められた場合は、当該監査役の職務の執行に必要でないと認められた場合を除き、その費用を負担します。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

当社は、社会の秩序や健全な事業活動に脅威を与える反社会的勢力・団体とのいかなる関係も排除し、不当要求に対して毅然たる対応をします。
警察などの外部機関や関連団体との連携に努めるとともに、総務課に「不当要求防止」の窓口を設置し、反社会的勢力の排除のための体制の整備に取り組んでいます。

V その他

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無	なし
-------------	----

該当項目に関する補足説明

当社は、現状の株主構成を踏まえ具体的な買収防衛策は設けておりませんが、今後株主構成に変化が生じた場合には、その必要性・合理性をしっかりと検討し、株主共同の利益を考慮した適正な防衛策を検討してまいります。

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

1. 内部情報の管理責任者として情報開示担当役員を設置し、またコーポレート企画部長もしくは取締役会が別途選任する者を情報管理責任者と定めております。
ただし、現在は情報開示担当役員が情報管理責任者を兼務しております。
2. 当社の役職員に対して、その職務上当社の未公表の重要事実等または重要事実等に該当する可能性のある情報を知ったときは、情報管理責任者に報告することとしており、報告を受けた情報管理責任者は、当該情報が重要事実等に該当するか速やかに判断し、関係する部門の責任者に対して当該情報の管理に関し必要な指示を行います。
3. 情報管理責任者は、開示を要する重要情報に該当すると判断された情報について、これ以降情報管理責任者の一元管理の下に、漏洩防止の指示を行い、適切な時期及び方法により公表します。

